

1 調査の概要

(1) 調査の目的

米、小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産費の実態を明らかにし、農政（農業者戸別所得補償制度、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の沿革

ア 農業経営統計調査

(ア) 米生産費統計

米生産費統計調査は大正10年の米穀法の制定を契機として、大正11年から帝国農会により開始された。その後、農林省米穀局において昭和7年から米生産費調査が実施され、昭和8年米穀統制法の施行に伴って米価安定のための政府買入価格である「最低米価」の算定資料を得ることを目的として実施された。

その後、食糧管理局（現、農林水産省生産局）において調査を実施してきたが、昭和23年には農林省統計調査局（現、農林水産省大臣官房統計部）に移管されて各種農産物の生産費調査と統一的に実施されることとなった。

統計調査局では、米生産費調査について昭和24年から調査体系及び調査方法の抜本的な改正と調査農家数を拡充し、また昭和35年からは生産者米価の算定に「生産費及び所得補償方式」が採用されたことに伴う調査規模の拡充を行うとともに、これを機に統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第100号（昭和35年4月1日付け行政管理庁告示第23号）に指定され、米生産費統計調査規則（昭和35年農林省令第13号）に基づき実施されることになった。

その後は昭和51年には家族労働の評価基準を、昭和61年には集計対象農家の下限基準を改定するなど、稲作をめぐる情勢の変化に対応するよう見直されてきた。さらに、平成2年から3年にかけて農産物生産費調査の見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成3年には農業及び農業経営の著しい変化に対応できるよう調査項目の一部改正を行った。

平成6年には、水稻作生産技術の平準化を踏まえて集計対象の改定を行うとともに、農業経営の実態把握に重点を置き、多面的な統計作成が可能な調査体系とする目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物繭生産費調査を統合し「農業経営統計調査」（指定統計第119号）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施されることになった。

米生産費統計については、平成7年から農業経営統計調査の下「米生産費統計」として取りまとめこととなり、同時に間接労働の取扱い等の改定を行い、また平成10年から家族労働費について、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正が行われた。

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に応えるため農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。

これに伴って米生産費についても、平成16年産より農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間の把握の取りやめ、自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

平成19年産から平成19年度税制改正における減価償却計算の見直しを行った。

また、平成21年産から平成20年度税制改正における減価償却計算の見直しを行った。

(1) 小麦生産費統計

麦類の生産費調査は古くから帝国農会によって行われていたが、農林省では昭和7年に小麦増殖奨励5か年計画事業の一環として府県農務課を通じて麦類生産費調査を初めて実施した。

その後、昭和15年から農林省が帝国農会に「麦生産費調査」を委嘱して実施したが、昭和17年に米穀統制法に代わって食糧管理法が施行され、食糧管理局によって麦類（大麦、裸麦、小麦）の生産費調査が実施されることとなった。そのため、農林省の帝国農会に対する委嘱調査は中止されたが、帝国農会では昭和17年から独自の立場で同じ方法による調査を継続実施した。昭和23年には食糧管理局の麦類生産費調査が統計調査局に移管され、併せて帝国農会の調査も各種農産物の生産費調査とともに農林省統計調査局に移管された。

統計調査局は昭和24年から調査方法等を理論的に整備統一し改正を加えた上、上記麦類について調査を実施した。その後、麦の政府買入価格算定の資料とするため、昭和28年から調査対象を全国に拡充して実施することとなった。

その後は昭和63年から平成元年にかけ小麦の調査対象を拡充するなど、麦作をめぐる情勢の変化に対応し見直しを加えながら調査を実施し、平成3年に米生産費統計調査と同様に農産物生産費調査の見直し検討を行い、調査項目の一部改正を行った。平成6年には、「農業経営統計調査」として農業経営統計調査規則に基づき実施されることとなり、麦類生産費についても、平成7年から新たな調査体系の下で「麦類生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取扱い等の改定を行い、また平成10年から家族労働費についてそれまでの男女別評価から男女同一評価に改正が行われた。

平成16年には、農業経営統計調査の再編・整備を行い、米生産費統計と同様に平成16年産より、農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間等の把握を取りやめ、平成17年産より六条大麦、裸麦及びビール大麦の生産費の廃止、小麦生産費については自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

平成19年産から平成19年度税制改正における減価償却費計算の見直しを行った。

また、平成22年産から平成20年度税制改正における減価償却計算の見直しを行った。

イ なたね、そば等生産費調査

平成22年から、農業者戸別所得補償制度の推進に必要な資料を整備するため、「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）を新設し、なたね、そば、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産費について、平成21年産は遡及して調査・把握を行った。

二条大麦、六条大麦及びはだか麦は平成22年産から平成20年度税制改正における減価償却計算の見直しを行った。

(3) 調査の根拠

ア 農業経営統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく基幹統計調査である。

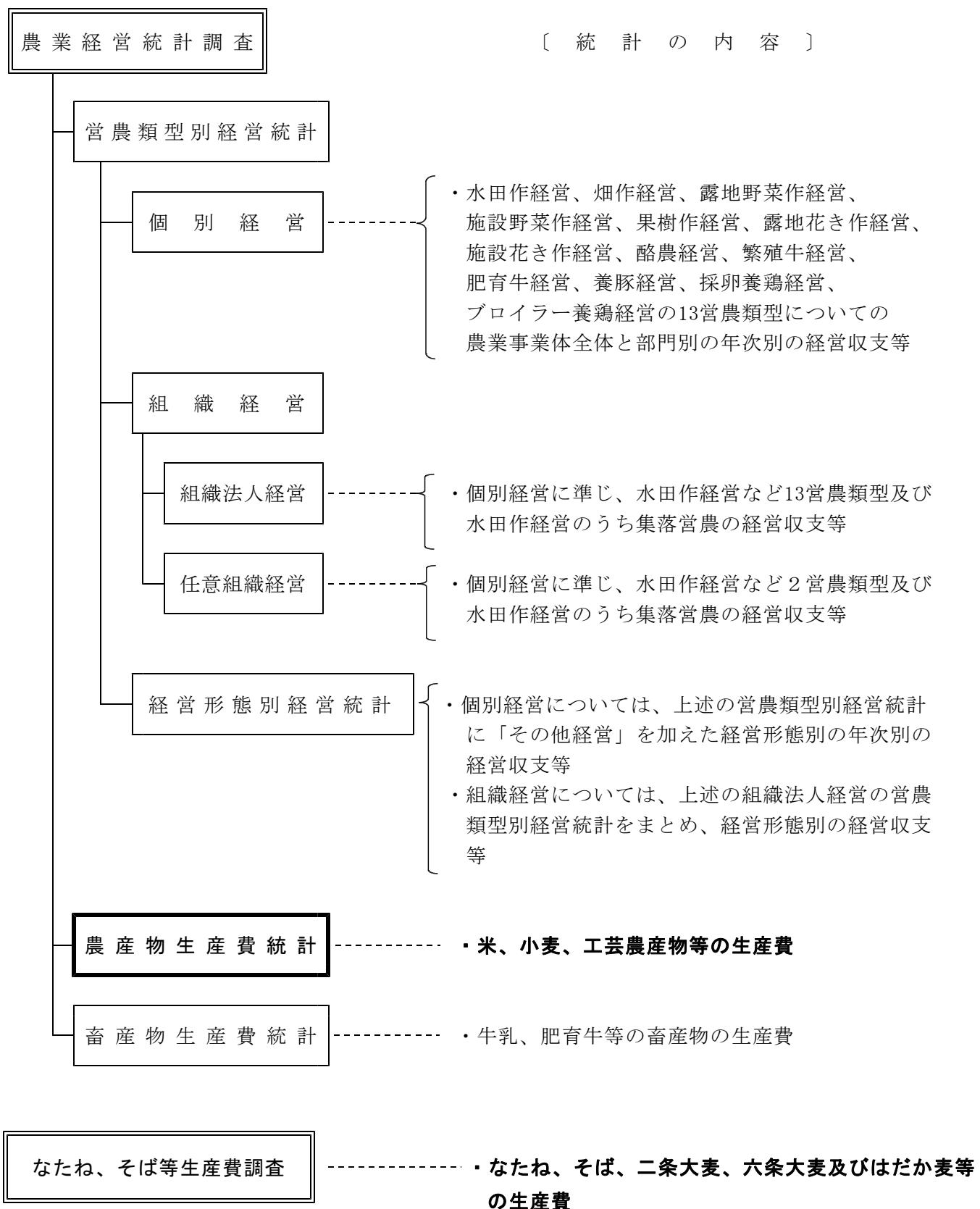
イ なたね、そば等生産費調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく一般統計調査である。

(4) 調査機構

この調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

(5) 調査の体系

調査の体系は次のとおりである。



(6) 調査対象作目

調査対象作目は、次のとおりである。

調査の種類	調査対象作目
米生産費統計	食用に供する目的で栽培している水稻
小麦生産費統計	種実を生産する目的で栽培している小麦
二条大麦生産費統計	種実を生産する目的で栽培している二条大麦
六条大麦生産費統計	種実を生産する目的で栽培している六条大麦
はだか麦生産費統計	種実を生産する目的で栽培しているはだか麦

(7) 調査対象と調査対象経営体の選定方法

ア 米生産費統計

(ア) 調査対象

2005年農林業センサス（以下「2005年センサス」という。）に基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、玄米を600kg以上販売した経営体（以下「米販売経営体」という。）とした。

(イ) 全国の標本数及び作付規模別標本配分

北海道平均の米60kg当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）の標準誤差率2.0%、都府県の水稻作付面積2ha未満平均の60kg当たり全算入生産費の標準誤差率2.0%、都府県の水稻作付面積2ha以上平均の60kg当たり全算入生産費の標準誤差率1.2%を目標精度に設定し、それぞれ標本数を定めることにより全国の標本数を853経営体とし、2005年センサスによる全国水稻作付規模別販売経営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

(ウ) 都道府県別標本数の配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に、2005年センサスによる水稻作付規模別米販売経営体数に応じて比例配分した。

(エ) 調査対象経営体の抽出

2005年センサスにおける米販売経営体について、都道府県別水稻作付規模別に水稻作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記(ウ)で定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

イ 小麦生産費統計

(ア) 調査対象

2005年センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、小麦を10a以上作付けし、販売した経営体（個別経営体）（以下「小麦販売経営体」という。）とした。

(イ) 全国の標本数及び作付規模別標本配分

北海道平均の小麦60kg当たり全算入生産費の標準誤差率3.0%、都府県の小麦作付面積2ha未満平均の60kg当たり全算入生産費の標準誤差率4.0%、都府県の小麦作付面積2ha以上平均の60kg当たり全算入生産費の標準誤差率2.5%を目標精度に設定し、それぞれ標本数を定めることにより全国の標本数を364経営体とし、2005年センサスによる全国小麦作付規模別販売経

営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

(ウ) 都道府県別標本数の配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に2005年センサスによる小麦作付規模別小麦販売経営体数に応じて比例配分した後、さらに、総合食料局「米麦の出荷等に関する基本調査」（平成17年産）結果による田作畑作別の作付生産者数に比例して田作畑作別に配分した。

なお、田作経営体は、小麦作付面積に占める田作面積の割合が80%以上の経営体、畑作経営体は、小麦作付面積に占める畑作面積の割合が80%以上の経営体とした。

(エ) 調査対象経営体の抽出

2005年センサスにおける小麦販売経営体について、都道府県別小麦作付規模別に小麦作付規模により昇順に配列したリストを作成し、田作畑作別に同一規模階層に属する経営体を上記(ウ)で定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

ウ 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計

(ア) 調査対象

2005年センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、調査該当麦を10a以上作付けし、販売した経営体（個別経営体）とした。

(イ) 全国の標本数及び作付規模別標本配分

全国平均の調査対象麦計算単位当たり（二条大麦及び六条大麦：50kg、はだか麦：60kg）全算入生産費の標準誤差率10.0%を目標精度に設定し、それぞれ標本数を求ることにより全国の標本数を、二条大麦生産費は30経営体、六条大麦生産費は40経営体、はだか麦生産費は30経営体とし、2005年センサスを基に情報収集した結果による全国作付規模別販売経営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

(ウ) 都道府県別標本数の配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に、2005年センサスを基に情報収集した結果による二条大麦、六条大麦及びはだか麦作付規模別販売経営体数に応じて比例配分した。

(エ) 調査対象経営体の抽出

2005年センサスを基に情報収集した結果における販売経営体について、都道府県別作付規模別に調査該当麦作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記(ウ)で定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

(8) 調査期間

ア 米生産費統計は、平成23年1月～12月までの1年間である。

イ 小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計は、平成22年9月～平成23年8月までの1年間である。

(9) 調査項目

ア 米、小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間、品目別原単位量（調査作物を生産するのに要した肥料等生産資材の消費数量等の物量。ただし、二条大麦、六条大麦及びはだか麦は除く。）、玄米、玄麦及び副産物の収穫量と価額

イ 農業就業者数、経営耕地面積、作付実面積、投下資本額、農機具の所有台数（ただし、二条大麦、六条大麦及びはだか麦については、農業就業者数及び農機具の所有台数を除く。）等

(10) 調査方法

調査対象経営体に所定の現金出納帳・作業日誌（ただし、二条大麦、六条大麦及びはだか麦については調査簿）を配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

2 調査上の主な約束事項

(1) 農産物生産費の概念

農産物生産費統計において「生産費」とは、農産物の一定単位量の生産のために消費した経済費用の合計をいう。ここでいう費用の合計とは、具体的には、農産物の生産に要した材料（種苗、肥料、農業薬剤、その他の諸材料）、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、労働費（雇用・家族（生産管理労働を含む。））、固定資産（建物、自動車、農機具、生産管理機器）の財貨及び用役の合計をいう。

各費目の具体的な事例は、22ページの別表1を参照されたい。

(2) 主な約束事項

ア 生産費の種別（生産費統計においては、「生産費」を次の3種類に区分する。）

(ア) 「生産費（副産物価額差引）」

米、小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの

(イ) 「支払利子・地代算入生産費」

「生産費（副産物価額差引）」に支払利子及び支払地代を加えたもの

(ウ) 「資本利子・地代全額算入生産費」

「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して算入したもの

イ 物財費

調査作物を生産するために消費した流動財費（種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費等）と固定財（建物、自動車、農機具、生産管理機器の償却資産）の減価償却費の合計である。

なお、流動財費は、購入したものについてはその支払い額、自給したものについてはその評価額により算出した。

(ア) 自給物の評価

自給物の評価には、市価主義と費用価主義（費用価計算）の2つの評価方法があるが、自給肥料のうち、たい肥、きゅう肥、緑肥については材料費のみ費用価計算を行い、労働時間は間接労働時間とし、間接労働費に評価計上した。

自給肥料の費用価は、自給肥料の生産に要する費用を材料（農機具の燃料を含む。）の使用数量と単価によって計算したものである。

たい肥、きゅう肥、緑肥以外の自給肥料、自給畜力（その他の諸材料に分類する。）、自給諸材料については、市価評価を行い計上した。

建物修繕、自動車修繕、農機具修繕、自動車補充及び農機具補充の自給については、その生産・修繕に用いた自給材料を生産費の該当費目に計上し、それに関わる労働時間は間接労働時間として労働費に評価計上した。

(イ) 債却資産の評価

建物、自動車、農機具及び生産管理機器のうち取得価額が10万円以上のものを債却資産として取扱い、減価償却計算を行った。

償却計算の方法は「定額法」とするが、10万円以上20万円未満の資産については3年間で均一に償却することとした。なお、作目間の費用の配分（負担分）については、建物は使用延べ面積の割合、自動車、農機具及び生産管理機器は使用時間の割合によった。

また、償却資産の更新、廃棄等に伴う処分差損益は、調査作物の負担分を減価償却費に計上した（ただし、処分差益が減価償却費を上回った場合は、統計表上においては減価償却費を負数「△」として表章している。）。

なお、平成19年度税制改正及び平成20年度税制改正における減価償却計算の見直しをふまえた1か年の減価償却費の算出方法については、18ページの「4 利用上の注意 (9) 税制改正における減価償却計算の見直し」を参照されたい。

ウ 労働費

調査作物の生産のために投下された家族労働の評価額と雇用労働に対する支払額の合計である。

(ア) 家族労働評価

調査作物の生産のために投下された家族労働については、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の建設業、製造業及び運輸業・郵便業に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価を乗じて計算したものである。

なお、平成10年産の生産費統計から、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

(イ) 労働時間

労働時間は、直接労働時間と間接労働時間に区分した。

直接労働時間とは、食事・休憩などの時間を除いた調査作物の生産に直接投下された労働時間（生産管理労働時間を含む。）であり、間接労働時間とは、自給肥料の生産、建物や農機具の自己修繕等に要した労働時間の調査作物の負担部分である。

なお、次に示すようなものは直接労働時間に含めた。

- a 庭先における農機具の調整及び取付け時間、宅地からほ場までの往復時間
- b 共同作業受け労働や「ゆい」、「手間替え受け」のような労働交換
- c 調査期間外の労働（例えば秋の田起こしなど）で、当該作物の作付けを目的とする投下労働時間
- d ごく小規模な災害復旧作業時間
- e 簡易な農道の改修作業時間

また、作業分類の具体的な事例は、23ページの別表2を参照されたい。

エ 費用合計

調査作物を生産するために消費した物財費と労働費の合計である。

オ 副産物価額

副産物とは、主産物（生産費集計対象）の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される生産物である。生産費においては、主産物生産に要した費用のみとするため、副産物を市価で評価（費用に相当すると考える。）し費用合計から差し引くこととしている。

カ 資本額と資本利子

(ア) 資本額

a 流動資本

「種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、建物修繕費及び購入補充費、自動車修繕費及び購入補充費、農機具修繕費及び購入補充費、生産管理費」の合計に $1/2$ （平均資本凍結期間6か月）を乗じたものを流動資本としている。

平均資本凍結期間を6か月としているのは、農作物の生産に当たって投下される個々の資産は全て生産開始時点に投下されるものでなく、生産過程の中で必要に応じて投下されるものであり、流動資本については生産過程における資本投下がほぼ平均的であることから、資本投下から生産完了までの平均期間が全体では $1/2$ 年間であるとみなしていることによる。

b 労賃資本

「家族労働費」と「雇用労働費」の合計に $1/2$ （流動資本と同様の考え方により平均資本凍結期間を6か月とした。）を乗じたものを労賃資本としている。

c 固定資本

「建物及び構築物、自動車、農機具、生産管理機器」の調査作物の負担部分現在価値を固定資本としている。

負担部分現在価値は、調査開始時現在価値に調査作物の負担割合を乗じて算出した。

負担割合は、建物では調査期間中の総使用量（総使用面積×使用日数）から調査農産物の使用量（使用面積×使用日数）割合により、自動車及び農機具では調査期間中の総使用時間から調査農産物の使用時間割合により算出した。

(イ) 資本利子

a 自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて計算した。

b 支払利子

調査期間内に支払った調査作物の負担部分の支払利子額を計上した。

キ 地代

(ア) 自作地地代

自作地地代については近傍類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料による。また、調査作物の作付地以外の土地で調査作物に利用される所有地（例えば、建物敷地など。）については、同様に類地賃借料によって計上した。

なお、転作田（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計）については、転作田の類地小作料により評価した。

(イ) 支払地代

支払地代は、実際の支払額による。調査作物の負担地代は、一筆ごとに調査期間中における作物別の粗収益又は調査作物の占有面積割合により負担率を算出し、これを支払地代総額に乗じて求めた。

3 調査結果の取りまとめと統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 生産費の計算期間と計算範囲

計算期間は、当該作物の生産を始めてから収穫、調製が終了するまでの期間とし、計算範囲はその間の総費用とした。

なお、流通段階の諸経費（販売費、包装費、搬出費等）は、計上していない。

イ 集計対象経営体の範囲

(ア) 米生産費統計

調査結果の集計は、調査対象経営体のうち、脱落経営体（調査の途中で何らかの事由によって調査を中止した経営体。以下同じ。）、玄米販売量が600kg未満の経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量（平年作）に対する調査年の収量の増減が20%以上であった経営体を除く経営体とした。

なお、平成23年産米生産費では調査対象経営体853経営体のうち820経営体が該当した。

(イ) 小麦生産費統計

調査結果の集計は、調査対象経営体のうち、脱落経営体、小麦を60kg以上販売しなかった経営体、混在作経営体（小麦の作付面積のうち、田作、畑作のいずれも80%に満たない経営体）及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量（平年作）に対する調査年の収量の増減が70%以上であった経営体を除く経営体とした。

なお、平成23年産小麦生産費では調査対象経営体364経営体のうち353経営体が該当した。

(ウ) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計

調査結果の集計は、調査対象経営体のうち、脱落経営体、二条大麦及び六条大麦については50kg以上、はだか麦については60kg以上販売しなかった経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量（平年作）に対する調査年の収量の増減が70%以上であった経営体を除く経営体とした。

なお、平成23年産では、二条大麦生産費では調査対象経営体30経営体のうち30経営体、六条大麦生産費では同40経営体のうち39経営体、はだか麦生産費では同30経営体のうち30経営体が該当した。

ウ 平均値の算出方法

平均値は、各調査対象経営体について取りまとめた個別の結果（様式は巻末の「個別結果表」に示すとおり。）を用いて、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分毎に次のように算出した。

(ア) 1経営体当たり平均値の算出

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

\bar{x} : 当該集計対象区分の x の平均値の推定値

x_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する*i*番目の集計対象経営体の x についての調査結果

w_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する*i*番目の集計対象経営体のウエイト

n : 調査結果において当該集計対象区分に属する集計対象経営体数

ウエイトは、米生産費においては、都道府県別作付面積規模別に当該規模から抽出した集計対象経営体数を、2005年センサス結果による米販売経営体数（標本抽出がない都道府県・階層分は、当該都道府県が属する全国農業地域内の標本抽出のある同階層に加算）で除した値（標本抽出率）の逆数とし、調査対象経営体別に定めた。

小麦生産費においては、都道府県別作付面積規模別田畠別に当該年産における当該規模から抽出した集計対象経営体数を当該年産の「農業者戸別所得補償制度加入申請者数」のうち、当該規模の小麦作付け（計画）のある個別経営体数（標本抽出がない都道府県・階層分は、当該都道府県が属する全国農業地域内の標本抽出のある同階層に加算し、その他については、隣接する標本抽出がある階層に加算）で除した値（標本抽出率）の逆数とし、調査対象経営体別に定めた。

二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費においては、都道府県別作付面積規模別に当該年産における当該規模から抽出した集計対象経営体を当該年産の「農業者戸別所得補償制度加入申請者数」のうち、当該規模の当該作物の作付け（計画）のある個別経営体数（標本抽出がない都道府県・階層分は、当該都道府県が属する全国農業地域内の標本抽出のある同階層に加算し、その他については、隣接する標本抽出がある階層に加算）で除した値（標本抽出率）の逆数とし、調査対象経営体別に定めた。

(イ) 計算単位当たり生産費の算出

$$\frac{\text{当該区分の1経営体当たり平均の生産費}}{\text{当該区分の1経営体当たり平均の主産物生産量又は作付面積}} \times \text{計算単位}$$

計算単位当たり生産費は、主産物生産量の計算単位及び作付面積の計算単位の二通りについて算出した。

(ウ) 計算単位

作付面積の計算単位当たり生産費における計算単位は、10aとした。

各調査作物の主産物の計算単位当たり生産費における計算単位は、米、小麦及びはだか麦は60kg（米は玄米、小麦及びはだか麦は玄麦）、二条大麦及び六条大麦は50kg（玄麦）とした。

エ 収益性指標（所得及び家族労働報酬）の計算

収益性指標は本来、農業経営全体の経営計算から求めるべき性格のものであるが、ここでは調査作物と他作物との収益性を比較する指標として該当作物部門についてのみ取りまとめているので、利用に当たっては十分留意されたい。なお、農業者戸別所得補償制度の交付金を加えた収益性指標については、次の(キ)に示すとおり参考表章した。

(ア) 所得

生産費総額から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

$$\text{所得} = \text{粗収益} - \{\text{生産費総額} - (\text{家族労働費} + \text{自己資本利子} + \text{自作地地代})\}$$

ただし、生産費総額=費用合計+支払利子+支払地代+自己資本利子+自作地地代

(イ) 1日当たり所得

所得を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

$$1\text{日当たり所得} = \text{所得} \div \text{家族労働時間} \times 8 \quad (\text{1日換算})$$

(ウ) 家族労働報酬

生産費総額から家族労働費を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

$$\text{家族労働報酬} = \text{粗収益} - (\text{生産費総額} - \text{家族労働費})$$

(エ) 1日当たり家族労働報酬

家族労働報酬を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

$$1\text{日当たり家族労働報酬} = \text{家族労働報酬} \div \text{家族労働時間} \times 8 \quad (\text{1日換算})$$

(オ) (参考) 奨励金を加えた場合

米生産費統計においては、米の生産・販売に係わる奨励金等を次のとおり取り扱っている。

奨励金のうち流通促進奨励金（昭和47～57年）及び特別自流通奨励金（昭和55年～平成元年）は主産物価額に含める。

銘柄米奨励金（昭和47～53年、把握は50年から）、もち米安定供給奨励金（昭和52～56年）、自流通円滑奨励金（昭和54年）、良質米奨励金（昭和55年～平成元年）、自流通対策費（平成2～7年）、他用途利用米安定供給対策費（平成5～7年）、制度別用途別需給均衡化特別対策事業のうち、生産者に対して支払われるもの（平成5～6年）、自流通米計画流通対策費（平成8～9年）及び農業者戸別所得補償制度の交付金（平成23年産（次の(キ)を参照））については、主産物価額には含めずに参考として奨励金を加えた場合の収益性に含めているので、利用に当たっては留意されたい。

小麦生産費統計においても同様に、契約生産奨励金、良品質麦安定供給対策助成金（平成10～11年）、民間流通支援特別対策助成金（平成11～13年）、民間流通定着・品質向上支援等対策助成金（平成14～15年）、品質向上・生産性向上支援等対策助成金（平成16年）、品質向上支援対策（平成17年）及び産地づくり対策のうち麦・大豆品質向上支援対策による助成額（平成17～18年）及び農業者戸別所得補償制度の交付金（平成23年産（次の(キ)を参照））は主産物価額に含めずに参考として奨励金を加えた場合の収益性に含めているので、利用に当たっては留意されたい。

(カ) (参考) 経営安定対策等

米生産費統計においては、稲作経営安定対策（平成10～15年）及び稲作経営所得基盤確保対策（平成16～18年）、担い手経営安定対策（平成16～18年）、集荷円滑化対策（平成16～21年、表章は18年まで）について、拠出金及び受取金の合計額を参考として表章した。

(キ) 農業者戸別所得補償制度の交付金を加えた場合

米生産費統計において、米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金（戦略作物助成、二毛作助成及び産地資金）は主産物価額には含めず、農業者戸別所得補償制度の交付金を加えた場合の収益性に含めて参考として表章した。

なお、平成23年産米の米価変動補填交付金については、交付が行われなかつたことから計上していない。

小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計においても同様に、畑作物の戸別所得補償交付金（数量払及び営農継続支払）及び水田活用の所得補償交付金（戦略作物助成、二毛作助成及び産地資金）は主産物価額には含めず、農業者戸別所得補償制度の交付金を加えた場合の収益性に含めて参考として表章した。

オ 度数分布

階層別の各項目の推定値の度数分布を作成した。

推定値は階層別に集計対象となった調査対象経営体のウエイトに調査対象経営体の各項目の値（経営体数分布においては各調査対象経営体とも1とする。）を乗じた値を合計して算出した。

カ 推定経営体数

推定経営体数とは、平均値を算出する際に集計対象となった調査対象経営体の値（調査値）に乗じたウエイトを用いて推定したものであり、全国の調査対象経営体のウエイトの合計に占める全国農業地域又は作付規模により区分した階層別の調査対象経営体のウエイトの合計を万分比で示したものである。

米生産費統計及び小麦生産費統計における全国農業地域別及び作付規模別の推定経営体数（万分比）は、次表のとおりである。

a 米生産費統計の推定経営体数

① 全国農業地域別

区分	推定経営体数 (万分比)
全 国	10,000
北 海 道	169
都 府 県	9,831
東 北	2,530
北 陸	1,400
関 東 ・ 東 山	1,729
東 海	616
近 畿	787
中 国	1,002
四 国	460
九 州	1,306

② 作付規模別（全国）

区分	推定経営体数 (万分比)
計	10,000
0.5 ha 未満	3,221
0.5 ~ 1.0	2,764
1.0 ~ 2.0	2,364
2.0 ~ 3.0	722
3.0 ~ 5.0	494
5.0 ~ 10.0	334
10.0 ~ 15.0	66
15.0 ha 以上	36

b 小麦生産費統計の推定経営体数

① 全国農業地域別

区分	推定経営体数 (万分比)
全 国	10,000
北 海 道	6,618
都 府 県	3,382
東 北	159
関 東 ・ 東 山	1,114
東 海	550
近 畿	415
中 国	72
四 国	111
九 州	961

② 作付規模別（全国）

区分	推定経営体数 (万分比)
計	10,000
0.5 ha 未満	110
0.5 ~ 1.0	274
1.0 ~ 2.0	1,169
2.0 ~ 3.0	948
3.0 ~ 5.0	2,120
5.0 ~ 7.0	1,472
7.0 ~ 10.0	1,561
10.0 ha 以上	2,345

(2) 統計の表章

ア 統計表の表章区分と表章内容

(ア) 米生産費統計

表 章 区 分	表 章 内 容
1 全国・全国農業地域 2 作付規模（全国のみ）	1 調査対象経営体の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間 4 費目別・品目別原単位量と評価額
3 作付規模（全国以外） 4 道府県	1 調査対象経営体の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間

注： 表示単位は、作付面積10a当たり及び主産物計算単位60kg当たりを基本とし、
経営概況の一部項目については1経営体（又は10経営体）当たりである。

(イ) 小麦生産費統計

表 章 区 分	表 章 内 容
1 全国・全国農業地域（田畠計・別） 2 作付規模（全国（田畠計・別）のみ）	1 調査対象経営体の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間 4 費目別・品目別原単位量と評価額
3 作付規模（全国以外） 4 道府県	1 調査対象経営体の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間

注： 表示単位は、作付面積10a当たり及び主産物計算単位60kg当たりを基本とし、
経営概況の一部項目については1経営体（又は10経営体）当たりである。

(ウ) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計

表 章 区 分	表 章 内 容
全国	1 調査対象経営体の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間

注： 表示単位は、作付面積10a当たり及び主産物計算単位（二条大麦及び六条大麦
：50kg、はだか麦：60kg）当たりを基本とし、経営概況の一部項目については1
経営体当たりである。

イ 統計表章で用いた区分は、次のとおりである。

(ア) 全国農業地域区分（米及び小麦生産費統計のみ）

全国農業地域名	所 属 都 道 府 縍 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

注：沖縄は調査を行っていないため、全国農業地域としての表章は行っていない。

(イ) 作付規模別による区分（米及び小麦生産費統計のみ）

a 米生産費統計

- ①0.5ha未満 ②0.5～1.0 ③1.0～2.0 ④2.0～3.0 ⑤3.0ha以上 (3.0～5.0、5.0ha以上)

ただし、全国、北海道、都府県については、上記区分のほか以下の区分を行う。

- ⑥5.0～10.0 (5.0～7.0、7.0～10.0) ⑦10.0ha以上 (10.0～15.0、15.0ha以上)

b 小麦生産費統計

- ①0.5ha未満 ②0.5～1.0 ③1.0～2.0 ④2.0～3.0 ⑤3.0～5.0 ⑥5.0ha以上 (5.0～7.0) ⑦7.0ha以上 (7.0～10.0、10.0ha以上)

(ウ) 田作、畑作の区分（小麦生産費統計のみ）

a 田作

生産費調査対象経営体の小麦の作付面積のうち、田の作付面積割合が80%以上のもの。

b 畑作

生産費調査対象経営体の小麦の作付面積のうち、畑の作付面積割合が80%以上のもの。

c 田畑計

田畑計は、田作及び畑作の合計（平均）である。

4 利用上の注意

(1) 米生産費統計における調査対象農家の下限基準の改定

米生産費統計における調査対象農家については、稲作をめぐる諸事情の変化に対応するため、昭和61年産において、従来の「玄米を1俵(60kg)以上販売した農家」という基準を「玄米を10俵(600kg)以上販売した農家」に改定した。

したがって、昭和61年産以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で昭和60年産以前のそれとは接続しないので利用に当たっては十分留意されたい。

(2) 農産物生産費調査の見直しに基づく調査項目の一部改正

農産物生産費調査は、農業・農山村・農業経営の著しい実態変化を的確に捉えたものとするため、平成2～3年にかけて見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ調査項目の一部改正を行った。

(米生産費調査及び小麦生産費調査については平成3年産から適用)

したがって、平成3年産以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で平成2年産以前のそれとは接続しないので、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、改正の内容は次のとおりである。

ア 家族労働の評価方法を、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)により算出した単価によって評価する方法に変更した。

イ 「生産管理労働時間」を家族労働時間に、「生産管理費」を物財費に新たに計上した。

ウ 土地改良に係る負担金の取扱いを変更し、米については、償還金の全てを計上(整地、表土扱いに係るもの除去。)することとし、小麦については、維持費、償還金(整地、表土扱いに係るもの除去。)のうち生産に必要な負担分を新たに計上した。

エ 減価償却費の計上方法を変更し、更新・廃棄等に伴う処分差損益(調査作物負担分)を新たに計上した。

オ 物件税及び公課諸負担のうち、調査作物の生産を維持・継続していく上で必要なものを新たに計上した。

カ 資本利子を支払利子と自己資本利子に、地代を支払地代と自作地地代に区分した。

キ 統計表章において、「第1次生産費」を「生産費(副産物価額差引)」に、「第2次生産費」を「資本利子・地代全額算入生産費」にそれぞれ置き換え、「生産費(副産物価額差引)」と「資本利子・地代全額算入生産費」の間に、新たに、実際に支払った利子・地代を加えた「支払利子・地代算入生産費」を新設した。

(3) 農業経営統計調査への移行に伴う調査項目の一部変更

平成6年7月、農業経営の実態把握に重点を置き、農業経営収支と生産費の相互関係を明らかにするなど多面的な統計作成が可能な調査体系とする目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物織生産費調査を統合し、農業経営統計調査へと移行した。

このため、生産費においては農産物の生産に係る直接的な労働以外の労働(購入附帯労働及び建物・農機具等の修繕労働等)を間接労働として関係費目から分離し、「労働費」及び「労働時間」に含め計上することとした。

(4) 米生産費統計の調査対象農家の改定

米生産費統計における調査対象農家については、平成5年産までは、「脱落農家」、「収穫皆無農家」、「非販売農家」を除き、さらに「災害農家」（平年作に対する調査年の収量の減収が20%以上であった農家）を除いた農家としていたが、平成6年産より、平年作に対して20%以上増収した農家についても異常な生産状況とみなし、「災害農家」と合わせて対象から除外するよう改定した。

(5) 家族労働評価方法の一部改正

ア 平成10年産から従来の男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

イ 平成17年1月から「毎月勤労統計」の産業分類が改定されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを建設業、製造業、運輸・通信業から、建設業、製造業及び運輸業に改正した。

ウ 平成22年1月から「毎月勤労統計」の産業分類が改定されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを建設業、製造業及び運輸業から、建設業、製造業及び運輸業・郵便業に改正した。

(6) 平成15年産より、これまで小数点1位まで表示していた「土地（1戸当たり）」（単位：a）について整数表示とした。

(7) 自動車所有台数及び農機具所有台数の表示単位

経営概況のうち、自動車所有台数及び農機具所有台数については、10戸当たりを単位として表示した。

(8) 農業経営統計調査の体系整備（平成16年）に伴う調査項目の一部変更等

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に応えるため農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。

これに伴って、平成7年産より把握していた当該農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間等の把握を取りやめ、さらに自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行つた。

また、平成17年産より六条大麦、裸麦、ビール大麦の生産費調査を取りやめた。

(9) 税制改正における減価償却計算の見直し

ア 平成19年度税制改正における減価償却費計算の見直しに伴い、農業経営統計調査及びなたね、そば等生産費調査における1か年の減価償却額は償却資産の取得時期により次のとおり算出した。

(ア) 平成19年4月以降に取得した資産

1か年の減価償却額 = (取得価額 - 1円(備忘価額)) × 耐用年数に応じた償却率

(イ) 平成19年3月以前に取得した資産

a 平成20年1月時点での耐用年数が終了していない資産

1か年の減価償却額 = (取得価額 - 残存価額) × 耐用年数に応じた償却率

- b 上記aにおいて耐用年数が終了した場合、耐用年数が終了した翌年調査期間から5年間

$$1\text{か年の減価償却額} = (\text{残存価額} - 1\text{円 (備忘価額)}) \div 5\text{年}$$
 - c 平成19年12月時点で耐用年数が終了している資産の場合、20年1月以降開始する調査期間から5年間

$$1\text{か年の減価償却額} = (\text{残存価額} - 1\text{円 (備忘価額)}) \div 5\text{年}$$
- イ 平成20年度税制改正における減価償却費計算の見直し（資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し）を踏まえて算出した。

(10) 平成19年産以降の小麦生産構造の変化

平成19年産の水田・畑作経営所得安定対策の導入に伴い、都府県の小規模農家の多くが集落営農組織へ移行した。これに伴い全国の個別農家数に占める都府県の個別農家数の割合が低下し、北海道の個別農家数の割合が増加した。

平成19年産以降の小麦生産費結果は、これら経営形態の移行に伴う生産構造の変化を反映している。

(11) 米及び小麦に係る道府県別や作付規模別の調査結果においては、調査対象経営体数が少ない区分もあるので利用に当たっては十分留意されたい。

(12) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費の各費目については、農業経営統計調査の農産物生産費の費目と同様の考え方で算出している。

(13) 実績精度

全算入生産費の実績精度を標準誤差率（＝標準誤差の推定値 ÷ 推定値）により示すと、下表のとおりである。

ア 米生産費（60kg当たり）

区 分	単位	全 国	北 海 道	都 府 県	
				2 ha未満	2 ha以上
（参考）集計経営体数	経営体	820	87	353	362
標準誤差率	%	1.2	2.0	1.8	1.3

イ 小麦生産費（60kg当たり）

区 分	単位	全 国	北 海 道	都 府 県	
				2 ha未満	2 ha以上
（参考）集計経営体数	経営体	353	108	53	192
標準誤差率	%	2.1	2.8	5.5	2.6

ウ 二条大麦生産費（50kg当たり）

区 分	単位	全 国
（参考）集計経営体数	経営体	30
標準誤差率	%	5.4

エ 六条大麦生産費 (50kg当たり)

区分	単位	全国
(参考) 集計経営体数	経営体	39
標準誤差率	%	8.7

オ はだか麦生産費 (60kg)

区分	単位	全国
(参考) 集計経営体数	経営体	30
標準誤差率	%	6.5

(14) 統計表中に用いた記号の用法は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4円 → 0円）

「0.0」「0.00」：単位に満たないもの（例：0.04% → 0.0%、0.004時間 → 0.00時間）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(15) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(16) 東日本大震災の影響への対応

東日本大震災の影響により、水稻の作付けができなかった東北地域の一部の調査経営体を除外して集計した。

5 農業経営統計調査等報告書一覧

- (1) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（総合編）
- (2) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（水田作・畑作経営編）
- (3) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（野菜作・果樹作・花き作経営編）
- (4) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（畜産経営編）
- (5) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（組織経営編）（併載：経営形態別経営統計）
- (6) 農業経営統計調査報告 経営形態別経営統計（個別経営）
- (7) 農業経営統計調査及びなたね、そば等生産費調査報告 米及び麦類の生産費
- (8) 農業経営統計調査及びなたね、そば等生産費調査報告 工芸農作物等の生産費
- (9) 農業経営統計調査報告 畜産物生産費

○ 本統計の累年データは、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

6 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 農産物生産費統計班

代表：03-3502-8111 内線3631

直通：03-6744-2040

F A X：03-5511-8772

別表1 費目分類一覧表

費 目	費 目 の 内 容 例 示
種 苗 費	購入（運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含む。以下、各資材についても同じ。）及び自給の種子、苗の消費額
肥 料 費	化学肥料（硫安、尿素、過りん酸石灰、化成肥料等） 有機質肥料（たい肥、きゅう肥、緑肥、くん炭等肥料を目的とする稻わら等を含む。）
農 業 薬 剤 費	次のような農業薬剤の消費額 殺菌剤（硫酸銅、石灰硫黄合剤等） 殺虫剤（E P N粉剤、マラソン乳剤等） 殺虫殺菌剤（カルタップ・I B S P、N A C・I B P粉剤等） 除草剤（M C P等） 植物生育調整剤（イソプロチオラン、過酸化カルシウム、イナベンフィド等）
光 熱 動 力 費	次の光熱動力関係の消費額 重油、軽油、灯油、ガソリン、混合油、モーター油、マシン油、グリス、電気料金、水道料金、ガス料金等
その他の諸材料費	次の諸材料の消費額 苗床材料（稻わら、麦わら、竹くい、落葉、ポリエチレン、ビニール、育苗用土）、縄、バインダー用結束ひも、結束わら、選種用塩、くん炭（苗代に水を温めるため散布するもの）等
土 地 改 良 及 び 水 利 費	土地改良区費、水利組合費、貯水溜の改修費及び共同負担費、用水路及び排水路等の整備改修割、水害予防対策割費等の負担額（土地造成分を除く。）
賃借料及び料金	[共同負担金] 薬剤共同散布割金、共同施設の負担金、共同苗代の負担金等 [賃借料] 農機具借料、建物借料 [料金] 航空防除賃、賃耕料、機械田植賃、コンバイン刈請負わせ賃、脱穀賃、ライスセンター費、カントリーエレベーター費等
公物 課件 諸税 負及 担び	物 件 税 固定資産税（土地を除く。）、自動車税、軽自動車税、水利地益税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税（土地を除く。）
	公課諸負担 集落協議会費、農業協同組合費、農事実行組合費、農業共済組合賦課金、自動車損害賠償責任保険
建 物 費	建 物 住家、納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の償却費及び修繕費、大工賃、左官賃、材料費等の修繕費
	構 築 物 構築物の償却費及び修繕費 土地改良設備費〔個人施工のもの（数人の共同施工のものを含む。）〕（用水路、暗渠、排水設備、コンクリートけい畔、床締め、客土等） その他の構築物〔たい肥盤、温床わく、肥料溜、支柱類（償却を必要とする竹支柱、鉄パイプ支柱、鉄線支柱等）、斜降索道、農用井戸、稻架、作業道等〕
自 動 車 費	自動車類の償却費及び修繕費 農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等 なお、車検料、任意車両保険費用も含む。
農 機 具 費	大 農 具 大農具の償却費及び修繕費 原動機（モーター、ディーゼルエンジン等） 揚排水機具（ポンプ類等） 耕うん整地用機具〔トラクター（乗用、歩行用）、ハロー類、プラウ類等〕 施肥用機具（肥料散布機、肥料粉碎機、肥料粉末機、肥料配合機等） 防除用機具（噴霧機、ミスト機、スピードスプレヤー、自動爆音機等） 収穫調製用機具（刈取機類、コンバイン、脱穀機、もみすり機、乾燥機類等） 運搬用機具（トレーラー等） その他農具（台はかり、伝導装置等）
	小 農 具 大農具以外の農具類の購入費及び修繕費

費目	費目の内容例示	
生産管理費	集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料、免許更新料、免許取得料、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファクシミリ、電話代などの生産管理労働に伴う諸材料費、償却費	
労働費	家族	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）により算出した賃金単価により評価した家族労働費（ゆい、手間替え受け労働の評価額を含む。）
	雇用	年雇、季節雇、臨時雇、手伝人、共同作業受けの賃金（現物支給を含む。） なお、住込みの年雇、共同作業受けの評価は家族労働費に準ずる。
利資子本	支払利子	支払利子額
	自己資本利子	自己資本額に年利率4%を乗じた計算利子額
地代	支払地代	実際に支払った調査作物作付地の小作料（物納の場合は時価評価額）、調査作物に使用された作付地以外の土地（建物敷地、作業場、乾燥場など）の賃借料及び小作料
	自作地地代	自作地見積地代（類地小作料、類地賃借料）

別表2 作業分類一覧表

(1) 米

作業分類	作業の内容
直接労働	種子予措 種もみの選種、浸種、消毒、催芽
	育苗 苗代の耕うん、碎土、かん排水、整地、あぜ塗り、施肥（基肥、追肥）、種まき、被覆、苗代の防除、除草、育苗機による育苗作業、苗代管理一切と前年の通し苗代の先入労働
	耕起整地 荒起し、秋田起しの労働、本田の碎土、しろかき（荒しろを含む。）、整地の労働（先にかん水をして行う耕うんから代かきまでの一貫作業を含む。）、あぜ塗り労働
	基肥 肥料の運搬、施肥、秋落ちを防ぐための客土の搬入労働、水田裏作物の畝間に次期の稻作のためのたいきゅう肥の施肥労働
	直まき 直まき（乾田、湛水田の両方を含む。）のための耕うんからは種までの労働
	田植 苗とり、苗運搬、田植、浮苗なおしの労働、補植
	追肥 肥料の運搬、施肥、除草剤混入肥料の散布労働
	除草 人力又は動力による中耕除草、除草剤の散布、ひえぬき、ひえ切り労働
	管理 けい畔の草刈り、かん水、落水、落水溝堀り、水温上昇剤散布、けい畔の小修繕、災害による小規模の水田の復旧作業、構築物に含まれない農道の改修、作柄見回り ※集落共同によるかん排水作業のような水利賦役に含まれるものは除く。
	防除 農薬散布による防除作業（除草剤の散布は含めない。）、かかし作り作業、すずめ追い、被害茎の抜取り、塩抜き労働 ※共同防除のための打合せ会議の時間は含めない。
刈取・脱穀	稻刈り（コンバインによる稻刈りから脱穀までの一貫作業及び刈取り後の稻わら処理労働を含む。）、稻の結束、運搬、稻架の組立て、稻掛け、稻架の取壊し、後片付け、稻の収納、脱穀、調製、もみ運搬、脱穀調製後いったん他の場所に収納する場合の収納、稻わらの処理労働

作業分類		作業の内容
労直	乾燥	乾燥作業、もみすり、もみ及び玄米の運搬、もみ殻の処理労働 ※調製と包装荷造りが同時に行われる場合には選別に要する労働を含め、包装荷造りの労働は除外する。
働接	生産管理労働	企画管理労働のうち、米の生産を維持・継続する上で必要不可欠とみられる集会出席（打合せ等）、技術習得、簿記記帳
間接労働		自給肥料の生産に要した労働、建物、自動車及び農機具の修繕に要した労働、購入資材等の調達のための労働、水利賦役
(参考)	経営管理労働	企画管理労働のうち、生産管理労働に分類されない集会出席（打合せ等）、技術習得、資金調達

(2) 小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦

作業分類		作業の内容
直接労働	種子予措	種子予措（選種、浸種、催芽、種子消毒）
	耕起整地	耕起、整地、畝立て
	基肥	基肥の配合、運搬、施肥
	は種	種まき、覆土
	追肥	追肥の配合、運搬、施肥
	中耕除草	土入れ、土寄せ、除草
	麦踏み	麦踏み
	管理	かん排水、けい畔の草刈り、その他管理作業一切
	防除	防除
	刈取・脱穀	麦刈り、運搬、稻架作り（取壊しなどを含む。）、脱穀
間接労働	乾燥	乾燥、調製
	生産管理労働	企画管理労働のうち、調査該当麦の生産を維持・継続する上で必要不可欠とみられる集会出席（打合せ等）、技術習得、簿記記帳
		自給肥料の生産に要した労働、購入資材等の調達のための労働
	(参考)経営管理労働	企画管理労働のうち、生産管理労働に分類されない集会出席（打合せ等）、技術習得、資金調達